

# 生産緑地地区説明会【主な意見の概要】

日時：令和2年10月1日（木）午後6時00分～7時30分

場所：ふれあいセンター 第四学習室

出席者数：10名

---

（指定要件について）

・JAへの作業委託により、農地を維持しているが、生産緑地地区指定の対象となるか。  
⇒水稲の場合、基幹3作業を委託されている事例は認識している。問題があった際の責任者は農地所有者という認識のもと、農地所有者の意思で、必要な部分を作業委託しているという認識であれば対象になる。

・家を挟んで300㎡と95㎡の農地を所有しているが、一団の農地として指定可能か。  
⇒300㎡以上の農地は指定できる。また、一団の農地として見なす場合の状況にもよるが、原則1つの農地は100㎡以上必要となるので、95㎡の農地は指定不可と考えていただきたい。

・町が斡旋していない市民農園は生産緑地の対象になるのか。  
⇒法律に適合した市民農園であれば対象となる。なお、全ての筆について、農業委員に現地を確認していただくことにご留意いただきたい。

（生産緑地地区解除について）

・30年後に買取申出を行い、買い取られない場合はどうなるのか。  
⇒斡旋を行っても耕作者が見つからなかった場合、行為の制限が解除されることになるので、地権者において土地活用することも可能であり、売却することも可能となる。なお、買取申出を行わず、特定生産緑地制度を活用し、10年間延長することも可能となる。

・途中で地目を変えることはできるのか。  
⇒農地として維持することが前提になるので（解除できないので）、宅地にして利活用することなどはできない。なお、家庭菜園や自己保全農地とすることは可能である。

（耕作者の確保について）

・生産緑地を売買できるのか。  
⇒可能であるが、あくまでも生産緑地地区としての売買になる。

・亡くなる若しくは営農が不可能になる故障以外で、例えば高齢などの理由により、生産緑地地区をやめることはできるのか。  
⇒買取希望申出という制度もあるが、基本的にできないと考えていただきたい。別の耕作者を見つけていただく必要がある。

・自ら耕作できなくなり、別の耕作者を自ら見つけることができない場合はどうすればいいか。  
⇒地域の農業委員に相談するなどして確保に努めていただきたい。

(納税猶予について)

・今回生産緑地地区指定を行い、息子の代で納税猶予を選択し、仮に途中で営農をやめた場合、利子が大きくかかると聞いたが本当か。

⇒生産緑地地区指定と納税猶予は別。納税猶予期間中に営農をやめた場合は相続税本体に加え、それに係る利子がかかることになる。なお、今から生産緑地地区指定を行い、今後その農地で納税猶予を選択した場合は、20年営農での免除ではなく、終身営農となることにご留意いただきたい。ただし、都市農地の貸借の円滑化法の制定により、貸すことも可能になったので、親族とよく相談していただきたい。

(その他)

・別の市町村で実施しているように、生産緑地地区とわかる標識を設置してほしい。

⇒町ではホームページで生産緑地地区の位置を公開しているが、ご要望についてはご意見として承る。

・最近農地に水が少なくなった気がする。なぜか。

⇒まずは管轄の水利組合と相談していただきたい。